

食料・農業・農村政策審議会

平成20年度第3回農業農村振興整備部会 議事録

日時：平成20年12月12日（金） 16：30～18：00

場所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

田中 計画調整室長

本日は大変お忙しい中、委員の皆様方におかれましては御出席いただきまして、誠に有り難うございます。

ただ今から、平成20年度の第3回農業農村振興整備部会を開会いたします。

なお、本日は、岩崎美紀子委員、植田和弘委員、小西砂千夫委員、忠聡委員、中嶋康博委員、橋本博之委員、宮城道子委員におかれましては、所用により御欠席との御連絡をいただいています。

それでは、以降の議事進行につきましては、林部会長にお願いいたします。

林 部会長

承知しました。

それでは、お手元でございます会議の次第に従いまして、議事を進めます。

議事の1番目、「新たな土地改良長期計画」につきましては、本日付で農林水産大臣より食料・農業・農村政策審議会議長に諮問をいただいておりますので、本部会で御審議いただいた後、農林水産大臣に答申する予定となっております。

それでは、本件につきまして事務局より御説明いただきます。

田中 計画調整室長

資料1を御覧ください。

大臣名の文書がついていますが、土地改良長期計画の案の作成について、「土地改良法第4条の2第1項の規定に基づき、別紙土地改良長期計画（案）について、貴審議会の意見を求める。」ということで、御審議いただきたいと思っております。

次ページ以降、土地改良長期計画の閣議決定案文を掲載しています。

内容は、前回、11月21日にお示したものに変更はありません。

冒頭、前文に、食料・農業・農村基本法が掲げる基本理念の実現に向け、土地改良法第4条の2に規定する土地改良長期計画を平成20年度から24年度を計画期間として、関係施策との連携を図りつつ計画的かつ総合的な実施に資するため、次のとおり定めるといって、

理念を明確にしています。

1つ目は、「第1 土地改良事業についての基本的な方針」です。

はじめに、食料・農業・農村に対する国民・消費者の期待について記載しています。

食料の安定供給、安全性の確保、多面的機能の発揮、農村の安らぎの場としての機能、教育上の効果、自然循環機能の増進、循環型社会の構築等について、国民・消費者から期待されていることを述べています。2番目は、前土地改良長期計画と新たな食料・農業・農村基本計画の策定の経過を記載しています。

3番目は、現下の課題を記載しています。

現在、経済社会のグローバル化が進展する中で、国際的な農産物需給がひっ迫する一方、わが国の食料自給率は低下し、さらには輸入食品の安全性への懸念が増大しており、安全な食料の国内自給や安定供給に関する国民・消費者の関心が急速に高まっている。こうした中で、土地利用型農業の構造改革の立ち遅れ、農業用排水施設の老朽化、耕作放棄地の増大、地域活力の低下等に対する適切な対策が求められている。特に、農村の過疎化、高齢化等を背景とする集落機能の低下は、食料の安定供給や多面的機能の発揮のための基盤である農地、農業用水等の適切な保安全管理を困難にする懸念があり、大きな課題となっている。また、地球温暖化対策の加速化や生物多様性の保全等の推進が求められているということで、こうした課題に対応するため、「国内農業の体質の強化」、「共生・循環による農村の振興と多面的機能の発揮」、「人と信頼のネットワークの形成」という観点を踏まえ、「三つの視点」として、『自給率向上に向けた食料供給力の強化』の視点、『田園環境の再生・創造』の視点、『農村協働力の形成』の視点を明確にした基本的な方針を述べています。

2つ目は、「第2 事業の実施の目標及び事業量」です。

法に定める事業目標と事業量については、わかりやすく政策目標ごとの体系にしました。

1番目は、「自給率向上に向けた食料供給力の強化」の視点です。

は、効率的かつ安定的な経営体の育成と質の高い農地利用集積です。

目指す主な成果は、意欲と能力のある経営体への農地の利用集積、面的集積等に視点を置きながら進めていくということです。必要な事業量は、次ページに記載しています。

は、農業用排水施設のストックマネジメントによる安定的な用水供給機能等の確保です。水源からほ場に至る安定的な用水供給機能及び排水条件の確保を図るということで、目指す主な成果は、機能診断済みの施設割合を視점에置きながら進めていきたい。それに必要な事業量を記載しています。

は、農用地の確保と有効利用による食料供給力の強化です。

自給率の向上を図るための小麦、大豆、新規需要米等多様な作物の導入に適した生産基盤の整備による農地の有効利用、耕作放棄の発生防止、鳥獣被害の軽減、畜産経営の安定化、農業災害の防止等に視点を置いて実施するということです。

目指す主な成果は、耕地利用率を105%以上に向上させることなどを視点に置きながら取り組むこととしています。事業量は、区画整理や暗きょ排水等の整備による水田汎用化の実施、鳥獣侵入防止施設の整備、200万ヘクタールの農地、農業用水等の保安全管理に係る協定に基づく共同活動の推進、さらには農地防災、農地保全等の事業を総合的に推進する等を記載しています。

2番目は、「田園環境の再生・創造」の視点です。

は、田園環境の再生・創造と共生・循環を活かした個性豊かで活力ある農村づくりです。

活力ある農村づくりを視点に具体的には、生態系とネットワークの保全・再生、良好な景観の形成、農業集落排水汚泥等の循環利用、農村生活環境施設の整備等に取り組むということです。目指す主な成果は、活力ある農村づくりに向けた田園自然環境の創造に着手する地域や、そのうち、特に生態系ネットワークの保全の推進、良好な景観の保全・創出の数字を内数として示しています。農村生活環境については、農業集落排水汚泥のリサイクル率や、汚水処理人口普及率、農業集落排水処理人口等を生活指標にしています。

事業量は、地域全体を視野において地域固有の生態系に即した保全対象種の生活史・移動経路に着目・配慮した整備の実施等、具体的な実施方針を立てています。また、農業集落排水汚泥のリサイクル、農業集落排水施設整備等も具体的に記載しています。

は、減災の観点も重視した農業災害の防止による安全・安心な地域社会の形成への貢献です。ため池等の整備、特に防災情報の的確な伝達・共有化を推進するということです。

目指す主な成果は、伝達体制やハザードマップの整備がなされているため池の数を広げていこうということ、事業量は、それに必要なため池の整備を進めていくこととしています。

3番目は、今回新しく立てた「農村協働力の形成」の視点です。

これまで御説明した農業と農村を取り巻く情勢を支える地域の協働力（農村協働力とここでは呼んでいますけれども）の優れた面を活用するということです。

多様な主体の参加による農村協働力の形成の促進、当事者意識・参加者意識の醸成や住民意見の反映、男女の共同参画を図るという新しい視点を盛り込みながら、農地、農業用水等の適切な保安全管理を確保し、また工事の施工に住民を参加させる取り組みを進めていくこと

を実施目標にしています。

目指す主な成果は、取り組む地域や団体数を示しています。

9ページ以降は、これまで御説明した政策体系を法令に基づく事業種別ごとに再編成したもので、内容は一緒です。

9ページは、農用地総合整備事業で基幹水利施設を除く水利施設、区画整理、農用地造成、埋立て及び干拓その他農用地の改良事業の該当部分を記載しています。

12ページは、基幹水利部分、特にストックマネジメントの取り組みを基本にしていますが、その該当部分を再掲しています。

13ページは、防災事業について該当部分を再掲しています。

14ページを御覧ください。

3つ目は、「第3 計画の実施に当たって踏まえるべき事項」として全部で8点です。

1番目は、(1) 施策連携の強化です。

農林水産施策との連携、「また」以下が他の社会資本整備計画との連携を推進する。

2番目は、(2) 国と地方公共団体、土地改良区等の役割分担と連携強化です。

食料の安定供給や農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能の発揮は国の責務ということで、全国的な視点から優良農地や農業用排水施設の整備・確保を効率的かつ重点的に実施していく必要があるということで、地方分権改革推進法の基本理念にのっとり、適切な役割分担を進めていくことを記載しています。

3番目は、(3) 地域の特性に応じた整備です。

事業の実施に当たっては、地域の立地条件や整備水準、農村振興の方向等、地域の事情に十分配慮しつつ、発展段階に応じた段階的整備方式を活用することを記載しています。

4番目は、(4) 地球環境問題への対応です。

農業用排水施設を利用した自然エネルギーの有効利用の促進、バイオマス利活用の推進、バイオマスタウン構想の実現に資する、また、気候変動が農地、農業用水、農業用排水施設に及ぼす影響評価及び対応策の検討を進め、早期に具体化する。水管理を通じた水田、ため池等における自然環境の保全・再生の推進に配慮することを記載しています。

5番目は、(5) 情報化の推進、技術の開発です。

農地、農業用水、農業用排水施設等に関する基礎的な情報基盤の整備を促進し、農地の利用促進やストックマネジメント等に活用する技術開発の計画を取りまとめることを記載しています。

6番目は、(6)入札契約の透明性、競争性の拡大、7番目は、(7)事業評価の厳正な運用と透明性の確保、8番目は、(8)工期管理とコスト構造改善ということで、事業が長期にわたらないような限度工期による事業管理、また、総合コスト縮減ということで、平成19年度と比較して15%のコスト縮減を目標とすること等を記載しています。

以上、11月21日の内容を再度御説明しました。

昨年9月より御出席の委員をはじめ、御審議を賜りとりまとめた内容で、また、既にパブリックコメントの手續等を実施した最終とりまとめ案です。

参考資料1-1を御覧ください。

食料・農業・農村政策審議会の位置づけが記載されています。

審議会は土地改良法の規定により、その権限に属させられた事項を審議できることになっており、必要な事項は、政令で定めることになっています。

参考資料1-2を御覧ください。

部会について記載していますが、審議会がその定めるところにより部会の議決をもって審議会の議決とすることができるとなっています。

参考資料1-3を御覧ください。

農業農村振興整備部会については、土地改良法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すると記載されています。

参考資料1-4を御覧ください。

土地改良法の規定について第4条の2で、農林水産大臣が土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて閣議決定を求めなければならないということで、このようなとりまとめをしています。

以上が、新たな土地改良長期計画の内容です。

その後、食料・農業・農村政策に関して新たな動きがありましたので、御説明します。

参考資料1-6を御覧ください。

12月2日に大臣が記者会見をされました。

内容については、土地改良長期計画の上位計画である食料・農業・農村基本計画が平成17年に策定をされ4年を経過しようとしていることから、情勢の変化に対応して、来年1月に同基本計画の変更を食料・農業・農村政策審議会に諮問をし、新たな基本計画の検討を始めることとしたというものです。

1つ目は、「1.食料・農業・農村は厳しい事態に直面」しているということです。

これまで御審議いただいた、あるいは御説明した内容とほぼ一致している部分です。

3つ目は、「3．急がれる食料・農業・農村政策の改革」についてです。

国民に安心を、あるいは農業者に希望をもたらす農政を展開する必要があるということで、来年から1年をかけて徹底的に議論をし、成案を得るとしています。その際、まずは地域の意見を聞くプロセスを踏まえて策定をするということで、透明性の高い政策決定プロセスをとることになっています。

4つ目は、「4．新たな基本計画の検討の視点」についてです。

食料をめぐる国際情勢の変化に対応した農地・農業用水、担い手、技術などの確保と、持続可能な農業の確立による食料自給力の強化、食の安全への関心の高まりや、食に対する安心感を求める消費者の要請に応えた国民の食生活を支える生産から流通・加工・消費に至る食料供給体制の構築、過疎化、高齢化による集落機能の低下、都市と農村の格差の拡大に対応した国民参加による地域資源の活用や雇用の創出、農村環境の保全、都市との連携・協力等を通じた農村地域の活性化について記載されています。

5つ目は、「5．食料自給力の強化のための取組と食料自給率50%のイメージ」です。

おおむね10年後において、食料自給率50%(カロリーベース)を達成するとした場合のイメージと取組事項を作成し、自給率向上の取り組みを示しています。

参考資料1-6 を御覧ください。

1ページは、「食料自給力」、「食料自給率」についてです。

国内農業の食料供給力(食料自給力)の構成要素には、農地・農業用水等の農業資源、農業者(担い手)、技術があり、今回新たに定めようとしている土地改良長期計画は、農地・農業用水等の農業資源の平成24年目途の計画を考えています。

2ページは、食料自給力の強化のための取組と食料自給率50%のイメージです。

食料自給率を40%から50%に向上させるための種々な項目が記載されています。その中で、耕地利用率については、おおむね10年後に50%の食料自給率を確保するためには、耕地利用率110%というイメージが記載されています。今回、新たな土地改良長期計画では、耕地利用率105%ということで提案をし、議論をいただいて御理解をいただいておりますが、おおむね10年後の110%を目指し、平成24年目途の土地改良長期計画が中途の位置のイメージを持ったものだということで御理解いただければと思います。

12月になって動いた種々な農政の状況について御説明をし、新しいビジョンを描く土地改良長期計画であることを御理解いただいた上で、答申いただければと思っています。

以上です。

林 部会長

有り難うございました。

いかがでしょうか、ただ今御説明いただいた内容について御自由に論議いただきたいと思いますが、期せずしてというか、当然という言い方もできますが、12月2日に石破農林水産大臣がおっしゃった新たな食料・農業・農村基本計画と、私たちが議論してきた新たな土地改良長期計画について齟齬をきたすところはないということでありますけれども、何か御意見ありましたら是非おっしゃっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

今日、ここに御説明いただいた内容は、これまでと全く異なる点はないということですね。

田中 計画調整室長

はい。

林 部会長

いかがでしょうか。

福澤 臨時委員

私は、この計画の内容で全く異議ないところでございまして、これまで農林水産省の担当の皆様方、たずさわった皆様方の御労苦に敬意を表したいと思います。

その上で、質問もよろしいでしょうか。

林 部会長

はい、もちろん。

福澤 臨時委員

2点ばかり質問させていただきたいのですが、まず着実にこの長期計画の政策や目標を達成していくためには、やはり進行管理をきちっとしていかなければいけないだろうと。その辺の進行管理の考え方等がございましたらお教え願いたいというのが1点。

それからこれは長期計画とは少しかけ離れた部分になるかと思うのですが、今回の長期計画もそうですが、また、最近の施策あるいは制度につきましても、非常にハードからソフト、あるいは公共事業から非公共、そしてまた、土地改良法に基づく事業から基づかない事業というように、非常にそういった意味ではシフトがされてきておりまして、今後ともこの傾向は続くだろうと感じているところです。

一方では環境、循環、あるいは共生といった政策もこれから出てくるだろうと。そういった中で、やはり農業、農村の最前線で土地改良区が旗振り役なり、あるいはリーダーとして

活躍していかなければいけない。そうなりますと。現行法の土地改良法では少し手狭な感じがしてくるのかなという思いを実は持っております。

したがって、土地改良区がもっと伸びやかに、幅広く活動できるような意味からも土地改良法の改正というものが今後念頭にお有りになるのかどうか、その辺もあわせてお考えがあればお聞かせ願いたいと思っています。

以上です。

林 部会長

有り難うございました。

他の委員の方で何か御質問、あるいは御意見でも結構ですが、ございますか。よろしいですか。それでは、ただ今の内容について事務局お願いします。

田中 計画調整室長

1点目の進行管理の件ですが、平成19年度までで終わりました前計画においても、期間の途中段階で政策評価を実施して進行管理を行っています。このため、今回新しく定める土地改良長期計画についても、中途の段階で適切な時期に適切な内容の進行管理を行っていきたいと思っています。また、年度ごとの予算は、本長期計画を踏まえて予算の範囲内ということもありますので、それらにも配慮しながら進行管理を行っていきたいと考えています。

林 部会長

よろしいですか。他にございますか。

長谷川 土地改良企画課長

2点目の土地改良法の関係の件ですが、土地改良法については、現在、今後の土地改良区のあり方等について、どうしていくのが良いのかも含めて検討しています。もし、建設的な御提案等ございましたら、是非お寄せいただくようによろしくお願いします。

林 部会長

有り難うございました。

それでは、他の委員の方の御意見がなければ、これにつきましてはこのまま、土地改良長期計画の案の作成について農林水産大臣に答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

有り難うございました。それではそのようにさせていただきます。

続きまして、2つ目の議事ですけれども、国際かんがい排水委員会などの活動方向について、これも事務局から御説明いただきます。

渡邊 海外土地改良技術室長

国際かんがい排水委員会（ICID）などの活動方向について、私から御説明いたします。私、海外土地改良技術室長の渡邊でございます。よろしくお願いします。

それでは、資料2を御覧ください。

内容としましては、農業用水を巡る世界の情勢はどうなっているかを御説明したいと思えます。それに基づいて、先ほどの国際かんがい排水委員会（ICID）、またINWEPFといいまして、国際水田・水環境ネットワークというものを設けています。それらの活動をどのようにしていくかを御説明したいと思います。

1ページは、「1 農業用水を巡る世界の情勢と農業用水の多様性」です。

昨今、水需要について非常に不安があるということです。世界的な水需要の変化として、人口の増加、途上国の経済発展等による水需要の増加があげられます。それにあわせて都市用水、工業用水等のセクターと農業用水の水供給のバランスの変化があります。加えて最近では、環境に対する水はどうあるべきかという議論があります。また、地球温暖化等気象変化に応じた自然環境への影響等もあり、水需要の変化が懸念されています。

こうした中で、世界的にどのような議論がされているかですが、これまで農業用水は、世界の水需要の大体7割を占めています。水需要の大部分を占める農業用水が、水の無駄使いではないかという考え方があり、その効率的利用についての議論が展開されています。特に国際的な議論の中では、欧米を機軸としたベースで話が展開しておりました。欧米では馴染み深い乾燥地、半乾燥地での畑を中心とした水問題がベースになり、農業用水をいかに持続的に使うか、効率化のためにはどうすれば良いかという中で、水の価格づけ（ウォータープライシングと言っていますけれども）を強化して、市場メカニズムを適用して水の価値を高める方向で水の配分をすれば合理的ではないかという議論が非常に高まっています。

水に価値をつければ皆さん節水するだろうと、高価なものは無駄使いしないのではないかという考え方がこの底辺にあります。

一方、これらの議論には、地域的な問題や文化の問題等の背景があります。水の使い方には文化がありますが、特にアジアには、世界人口の6割が住んでいるので、水の利用も世界の6割を使っていることとなります。水田を主体としたアジアモンスーン地帯では、水田は共有財でもあり、環境財としての意味もあるのではないかということも国際議論の中に広く

理解を深めていく必要があると思っています。

わが国は、アジアモンスーン水田地域の代表として、水文学的な地域の特徴と水田かんがいの持つ環境保全等の多面的機能の役割を主張し、水田かんがいにおける効率性、持続可能性、公平性について国際社会の場での主張を展開していく必要があると考えています。

2ページは、「1 - 1 . 農業用水の現状と課題～食糧問題と農業用水～」です。

先ほど御説明した世界の人口増加ですが、見通しでは2050年には、人口が1.4倍に増加し、かんがい面積については、現在、穀物の収穫面積に占めるかんがい面積の割合がほぼ3割くらいですけれども、2025年もほぼ同水準で推移すると推定されています。

一方、農業用水については、逆に3割増加するのではないかとの見通しです。

こうした事情を踏まえ、世界の貧困問題、食糧問題の解決に向けて農業生産性の向上と生産の安定を進めるため、アジアのかんがい用水の効率的利用や水生産性の向上等をどのように図るか、また、今年T I C A D 4がありました、アフリカなどの半乾燥地域、乾燥地域についての水のあり方、また低湿地等の水が潜在的にあるようなところの使い方はどうするか等とともに砂漠化の防止、土壌侵食等の防止を進めることが重要だと考えています。

3ページは、「1 - 2 地球温暖化の農業生産への影響」です。

各地域で種々な問題が起きているということです。

4ページは、「1 - 3 農業用水の多様な役割、生態系・生物多様性の保全」です。

本年、韓国でラムサール条約の第10回締約国会議が開催されましたが、その中で初めて日韓共同宣言の形で提案した「湿地システムとしての水田の生物多様性の向上」という決議が採択されました。欧米諸国では必ずしも賛成ということではありませんでしたが、水田の生物多様性が初めて国際的な議論の場で認められたと思っています。また、2010年にはC O P 10（生物多様性保全条約締約国会議）が日本で開催されることになっています。

このように、水田の持つ多面的な役割を広く世界に知っていただく活動は今後とも続けていかなければならないと考えています。具体的にどのような活動を行うかについては、次ページ以降で御説明します。

5ページは、「国際水田・水環境ネットワーク（I N W E P F）の活動について」です。

これは、2003年に第3回世界水フォーラムが京都・大阪・滋賀で開催された際、「水と食と農」大臣会議というものがありました。その中で、「食料安全保障と貧困の軽減」、「持続可能な水利用」、「パートナーシップ」という3つのチャレンジに基づく大臣勧告書が出され、これを受けて農林水産省がアジアモンスーン地域におけるネットワークの構築が必要ではな

いかということで設立を提案して、2004年にアジアモンスーンの国々を中心に設立したもので、現在、17カ国がメンバーになっています。アジアモンスーンを主体としていますけれども、エジプト、パキスタンなどの国々も入っています。

このINWEPFの中で、優先課題として4つの課題を決めています。

課題1は、社会的、文化的及び経済的観点を踏まえ、貧困軽減と食料安全保障に資する効果的かつ持続可能な水利用の検討を行うこと

課題2は、水田の多面的利用と生態系保全機能

課題3は、参加型水管理及び能力開発を含む水田の持続的な水管理の改善を図る良好なガバナンスの構築

課題4は、政策立案や政策決定、プロジェクトの管理における農民や他の利害関係者の参加の促進

また、ワーキンググループを3つ設置しました。

ワーキンググループ1は、水田の多面的機能に関するグループで、担当国はマレーシア。

ワーキンググループ2は、政策の策定などに関するグループで、担当国は韓国。

ワーキンググループ3は、水田の多面的機能の貨幣換算評価に関するグループで日本が担当しています。

4つの課題に向けて具体的に手のつけられる範囲からやっていこうということで、ワーキンググループの中で活動をそれぞれやっています。

6ページは、そうした活動も含めて、どのような対応をしてきたかを整理したものです。

先ほども御説明しましたが、水田の持つ多面的機能の情報発信をしっかりとっていくということで、INWEPFの第1回設立会議は、第3回世界水フォーラムの後に行われました。

その後、メキシコで開催された第4回世界水フォーラムへも対応してきています。

会議は、毎年行っていますが、昨年12月に開催されたアジア・太平洋水サミットにINWEPF代表が参加して、INWEPFとしての水のメッセージを発表しました。第5回の会議は11月にインドネシアで開催され、平成21年3月にトルコで開催される第5回世界水フォーラムに向けた参加の仕方を議論しました。INWEPFの第6回会議は日本で行う予定です。ここでは、5年間の活動を総括して、議長国として今後の活動の方向性を決定したいと思っており、さらに、世界的な水利用の場におけるプレゼンスを強化していきたいと考えています。

7ページは、水フォーラムに向けて具体的にどのような活動を本年度行ったかについてで

す。第5回会議で行った活動として、水田の多面的機能の貨幣価値換算の試算を行いました。

8ページは、試算の結果です。

I N W E P Fの日本事務局が中心になり、水田の多面的機能のうち「洪水防止機能」、「地下水涵養機能」、「土壌侵食防止機能」について、I N W E P Fの加盟国を対象に貨幣価値評価の試算を行いました。各国にデータを求め、それに基づいて計算した結果が右側の黄色のボックスになります。計算手法は代替法で実施しました。

9ページは、国際かんがい排水委員会（I C I D）の活動です。

I C I Dでは、アジアにおける気象変動に適応したかんがい排水の戦略をテーマに活動しています。各国・地域のかんがいの多様性、様々な先進的な経験や事例等を合わせて気候変動を踏まえた持続的なかんがいのあり方について検討を進めています。

現在は第1段階としてアンケートのデータ収集を実施し情報の共有化を進めています。今後、第2、第3段階へステップアップしていく予定です。第5回世界水フォーラムでは、その中間報告をする予定です。

10ページは、その内容です。

11ページは、W W F 5（第5回世界水フォーラム）です。

2009年3月に開催されるW W F 5は、「1．持続的な開発のための水の供給」と「2．開発のための可能なメカニズム」はどうあるべきかの2つの大きなテーマがあり、その下に6つのテーマが掲げられています。

12ページは、W W F 5に向けてのわが国の取組です。

わが国は、赤い字で書かれている左側の枠の6つのテーマの「1．地球の変動及びリスク管理」、「2．人間開発及びミレニアム開発目標の前進」について、「1.1.気象変動への適応」にI C I D、「2.4.水の多面的利用と機能」にI N W E P Fを代表して参加します。

以上です。

林 部会長

有り難うございました。

それでは、皆様の御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

松本 委員

21世紀は、食料、水、あるいはクリーン・グリーンエネルギー等が人類の課題だと言われているですね。今、日本はいわゆるW T Oで非常に苦戦をしておる状況ですけれども、この水問題では是非国家戦略的に、今から種々知恵を絞り戦略を立ててW T Oの轍を踏まないよう

にさせていただきたいと思います。米は人口扶養力が麦やとうもろこしに比べまして、大変高い作物だと言われておるわけですから、人口扶養力という面では是非米体系について果敢に、くれぐれもWTOの二の舞にならないように主導権を握ってこうした構想を日本が構築してもらいたいという激励をしたいと思います。

林 部会長

有り難うございました。

第3回世界水フォーラムは日本での大阪付近で行われたときから、私の理解では、アジアモンスーン地帯の特に農業における水の使い方については、なかなか畑作だけの国では実感を伴ってわからないのを、非常に組織的に説明されてきたと思いますが、今の激励の言葉はさらに頑張るって欲しいということだと思います。

皆川 農村振興局次長

WTO自体は大変多方面な交渉を行っているわけですが、その中で農業交渉において、松本委員の御指摘は、なかなか輸出国や輸入国の立場の中で、特に輸入国であり先進国でもある日本が二重の立場にあるものですから、そのような意味でも非常に位置取りが難しく苦戦しているのではないかとということをおっしゃっていただいているのではないかと思います。WTO自体、極めて多層な面での議論が行われており、日本が一方向的に孤立して議論がスタックし、その部分で日本だけが責められているということではなく、他方面での連立方程式がなかなか解けないで今も苦労しているというのが現状ではないかと思っています。

近々、どうなるのかということはあると思いますが、閣僚会議が開かれたとしても日本の農業サイドでの利益を著しく損なうことがないように最後まで頑張らなければいかんと思っておりますので、轍は踏んでいないということで御理解いただければと思います。

それから、水の問題は部会長からも追加的にコメントもいただいたわけですが、今、単に現時点で何か困ることが起こるかということになりますと、一寸そうではないと思いますが、ただこういった議論が、例えばOECD等で様々な議論が行われると非常に長いスパンでそれが何らかの形で条約化され、それが各国を縛っていくというのは起こるわけですね。

例えば、OECDで一時期議論していたPSE、CSEという農業保護指数について議論が行われていたものが、WTOで国内支持の削減への参考とされたケースがございます。そのような意味で、世界の論調に的確に関与していきませんと、一方方向ではいかんという観点で、先ほどの部会長の御指摘にもありましたように、アジアの立場ということをやはり主張していかなければいかんと思います。

例えば、乾燥地帯等でのヨーロッパ等の発想は、要は水に全部金をつけて用水量に応じて水利負担を払わせる、それを非常にデジタルに管理することが望ましいという発想に立つわけですが、日本のような水田農業の場合は、昔からどこの田んぼでどれだけ使うということが隣の田んぼと全部連続して行われるという形で営まれてきており、それがまた多面的機能の発揮にもつながっている側面がありますので、それを引き続き様々な場で主張していくと。松本委員からの御指摘のように、将来に向けて、長い戦略を持って対処していきたいと思っております。

林 部会長

有り難うございました。

他に御意見いかがでしょうか。よろしいですか。

私の知る限りでも、第3回を日本で開催する前は、毎年、今でも来ておられますけれども、レスター・ブラウンさんは、もう非常に誤解していましたね。しかし、あの辺から日本が積極的に取り上げたこともあって、日本あるいは水田農業における水の使い方はでたらめだみたいな感じの話はなくなった、彼は言わなくなったということがありますから、非常に具体的な1つの例ですけれども、やはりきちんこのように毎年やっていらっしゃるわけですね。

6ページぐらいのところにありますけれども、日本、韓国、台湾等がかなり主導権をとりながら、日本と韓国などが中心になってやっておられると。それに対して、東南アジアの国々も非常に基本的な方向で足並みが揃っているという感じはしますけれども、いかがでしょうか。

来年の3月には、トルコで開催されるのですね。

渡邊 海外土地改良技術室長

はい。第5回世界水フォーラムは3月に開催される予定です。

水フォーラムの中で発信するメッセージを関係国で調整した後、当日のINWEPFのセッションの中で発表したいと思っています。

林 部会長

いかがでしょうか。国際かんがい排水委員会の活動、これまでの経緯と一番新しいところまで御説明いただきましたが、特に御意見ありませんか。

森野 委員

今回8ページに示された試算の数字を見ると、非常に興味深い試算をされたなと思います。この中でも、例えば洪水防止機能のウエートがかなり日本の場合は高いのに比べて、韓国

だと1けたオーダーが違うとか、そのような国情の違いというのをかなり地形や沿線の市街地化等も含めて全て反映された数字なのだろうと思います。ですから、是非これを発表なさるときに、それぞれの地域における農業の役割や水田の周辺地域の様相の違い等を丁寧に御説明していただけるとより対外的にも説得力を持つのかなと思いました。

それから、林部会長が第3回の世界水フォーラムの話をなさったので、私も水フォーラムは、大阪での会議に一寸深くかかわっていたものですから、あのときを境にアジアモンスーン地域の特異性を訴えたことは訴えたのですが、一方でかなり水の上水とか下水とか、比較的日本より先に進んでいた欧米、特にヨーロッパの方が、先に進んでいた分野ではむしろ、なかなか日本の技術とかそういったものが、ヨーロッパの民営化されたヴェオリアとかテムズ・ウォーター等の技術がむしろアジアでその市場を食われていると。

それに対してどのように日本の技術力を示していけるかが課題として浮かび上がっただけで、その分野ではなかなかヨーロッパ勢にはかなわないな、どうも先手をとられたような格好があったと思います。

それに対して、むしろ逆に農業分野でこそ日本をはじめとしたアジア地域の経験や技術、人材がより有効に貢献できるのかなという思いを今日の説明を聞きながら思いました。

是非この分野でこそ日本の存在感を非常に世界に訴えることができるというところを是非皆さん、噛みしめた上で会議に臨んでいただきたいと思います。

以上でございます。

林 部会長

有り難うございました。

渡邊 海外土地改良技術室長

8ページの計算結果は、まだ初歩的な段階ですので、計算手法も代替法ということで、先ほど御指摘もありました韓国分は施設建設費用で代替しており、日本に比べて非常に安くできるということなので、お金で換算すると一寸、桁がかわってきたということです。

ちなみに、パキスタンやフィリピンは、地下水涵養が非常に大きいわけですがけれども、これは逆に地下水涵養というのは水道料金で代替しています。この2つの国は非常に水道料金が高いということで、パキスタンは乾燥地もあるということで高く、フィリピンは民営化されたことで料金が非常に高いという中で、そうしたことが反映して数字が出ています。今回の目的は、そうした途上国でも多面的機能があるということはどういうことかという意識を高めてもらうことを第1番目にしようということで、実際にトライをしたところです。

今後、種々な計算手法があるので、それらを随時各国に紹介して、情報の共有化を図っていきたいと思っています。

鷲谷 臨時委員

今の点についてなんですけれども、せっかく計算なさるのでしたら、生物多様性を育む場としての経済価値も幾つか計算できそうなものがございまして、それをやっていただければと思うのですが、例えばバードウォッチングの機会を提供することによって、そういう生態系サービスの価値でしたら、おそらく全国平均よりは努力されているところの水田地帯ということになると思いますけれども、水鳥が何羽いるかについては、野鳥の会の方たちがカウントしていらっしゃいますし、動物園で水鳥（ハクチョウにしてもコウノトリにしても、何でも良いのですけれども）、カモ類でも飼育するとしたらどれだけ1羽に費用を要するかというのは、日本の動物園の平均値を出せば出てくるはずですから、それを掛けることによってかなり高い額がきっと出てくるのではないかと思いますので、それはもう生物多様性の中のごく一部の評価にしかありませんけれども、そうした手法で評価できるもので、それほど難しくなさそうな、水鳥に関しては少ない上に関心も高いところで、ヨーロッパの方たちに水田がこんな多面的機能があるのだということを言うのだったら、水鳥の生息場としてこんなに機能しているということを言うのが一番、それはお金に換算しなくても、写真を見せたらそれだけでも評価してもらえとは思っているのですけれども、せっかくですから貨幣価値も計算すると良いのではないかと思います。

林 部会長

大変貴重な意見、有り難うございました。

このお金換算だけではない別の何かそういうものも、表をつくっていただけたら良いかもしれないという気がします。確かに水鳥は相当良いですね。

渡邊 海外土地改良技術室長

有り難うございます。

途上国では生産が主体ということで、生き物に関しては意識が低かったのですが、先日バリエでINWEPFの会議があったときに、地元のローカルテレビ局で日本の生き物調査のテレビが1時間、現地語で放送されておりました、ここまで変わったのかなという認識です。

そういう意味で、途上国でもそういうものに対する意識がかなり上がってきたと考えていますので、また御指摘のあったような手法も取り入れていきたいと思っています。

林 部会長

他にはよろしいですか。

他の委員の方、あるいは農林水産省の方もこの機会ですから、もし何かあればおっしゃっていただいてと思いますが、よろしいでしょうか。

では、特に意見がございませんようですから、以上をもちまして、本日予定しておりました議事を終了したいと思います。

それでは、事務局にお返しします。

田中 計画調整室長

本日は、大変お忙しい中、御議論いただきまして、誠に有り難うございました。

次回の部会につきましては3月を予定しておりますので、日程調整等、また事務局より御連絡をさせていただきたいと考えています。

それでは、以上をもちまして第3回の農業農村振興整備部会を閉会させていただきます。

本日は有り難うございました。

了